

デジタル化による生産性向上等支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 デジタル化による生産性向上等支援補助金（以下「補助金」という。）の執行については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 中小企業者の稼ぐ力を強化し、賃上げ環境の整備に向けた取組を強化するためには、生産性向上や新たな販路開拓につながるデジタル化が有効である。

この補助金は、県内事業者の生産性向上や新たな販路開拓に向けたデジタル化への投資を支援し、賃上げ原資の獲得に資することを目的とする。

(補助対象等)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業者が実施する賃上げ環境の整備に向けた生産性向上や新たな販路開拓に資するデジタル化に係る取組に要する経費とする。

2 補助対象事業者は、別表第一の要件を満たすものとする。

3 補助対象経費の区分、補助率、補助限度額及び補助対象期間は、別表第二のとおりとする。

4 令和8年5月15日から交付決定の前日までの間に行われた取組に要する経費は、様式第1号の事前着手届を提出し、知事が適正と認める場合には、補助対象経費とすることができる。

(交付の申請)

第4条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第2号による補助金交付申請書及びその他別に定める書類を知事が指定する日までに知事に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは交付決定を行い、交付決定を受けた補助対象事業者に様式第

3号による補助金交付決定通知書を送付する。

2 知事は、前項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 補助対象事業者は、前条第1項の補助金の交付決定を受けた場合において、交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面をもって知事に申し出なければならない。

(事業内容の変更)

第7条 補助対象事業者は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第4号による変更承認申請書を提出して、様式第5号による変更承認を受けなければならない。

ただし、別に定める軽微な変更については、この限りではない。

(債権譲渡の禁止)

第8条 補助対象事業者は、第5条の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(事業の中止及び廃止)

第9条 補助対象事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第6号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第10条 補助対象事業者は、自己の責任によらない理由により補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第7号による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(監督・報告の徴収等)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は当該職員に必要な場所に立入り、補助金に係る事業の内容、帳簿、書類等を調査させることができる。

(実績報告)

第12条 補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、様式第8号による実績報告書を、補助事業終了後15日以内又は令和8年12月31日のいずれか早い日まで（ただし、第9条の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から15日以内）に知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により申請を行った補助対象事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費

税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは補助金の額を確定し、様式第9号による補助金の額の確定通知書を補助対象事業者に送付する。

(補助金の支払等)

第14条 知事は、前条の規定による補助金の額を確定後、補助金を支払うものとする。
2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10号による補助金精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、補助対象事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第12条に規定する通知の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助対象事業者が、法令、本交付要綱等、知事の処分又は指示に違反した場合
- (2) 補助対象事業者が、本補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象事業者が、補助事業に関して不正その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助対象事業者が、提出書類に虚偽の内容を記載し、申請したことが判明した場合
- (5) 本補助金以外の国、県、市町村、公的団体又は民間団体から交付される他の補助金との重複受給等が判明した場合
- (6) 上記の他、知事が適当と認める場合

(補助金の返還)

第16条 知事は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

2 知事は、前項の規定による返還の命令に係る交付決定の取消しにやむを得ない事情があると認めるときは、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第17条 補助対象事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.9

5 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

- 3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(補助金に係る経理)

第18条 補助対象事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第19条 補助対象事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、様式第11号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産について、総務省所管補助金等交付規則（平成12年12月27日総理府・郵政省・自治省令第6号）に定める期間においては、他の用途に使用し、他の者に貸付け、譲り渡し、他の物件と交換し、若しくは債務の担保に供しようとする場合又は廃棄しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ様式第12号による取得財産等の処分承認申請書を提出し、知事の承認を得なければならない。

この承認を受けて取得財産等の処分により収入があるときは、知事は、その収入の全部又は一部を納付させることができるものとする。

- 3 補助対象事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(収益納付)

第20条 知事は、補助事業期間内において、補助対象事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第21条 補助対象事業者は、第12条に規定する実績報告時において、消費税等仕入控除税額が明らかでなく、実績報告後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合には、様式第13により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(その他必要な事項)

第22条 本交付要綱で定めるもののほか、補助金の交付及び補助事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この交付要綱は、令和8年4月15日から施行する。

別表第一 補助対象事業者（第四条第二項関係）

補助対象事業者の要件
<p>(1) 岡山県内に事業所等を有する中小企業支援法第2条第1項で定義される中小企業者であること。</p> <p>(2) 次のいずれにも該当しないこと（いわゆる「みなし大企業」でないこと。）。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の中小企業以外の企業（以下「大企業」という。）が所有している中小企業者イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者 <p>※自治体等の公的機関は大企業とみなす。</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 役員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる者イ 役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められる者ウ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者エ 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められる者 <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業又はこれらに類する事業を行っていないこと。</p> <p>(5) 県税に滞納がないこと。（徴収の猶予を受けている者は除く。）</p> <p>(6) 訴訟や法令遵守上において、本事業の遂行に支障をきたすような問題を抱えている者でないこと。</p> <p>(7) 公正取引委員会から、令和7年度以降、補助金の確定までの間、中小受託取引適正化法（旧下請代金支払遅延等防止法を含む）の違反勧告を受けていないこと。</p>

別表第二 補助対象経費等（第四条第三項関係）

経費区分	補助率	補助限度額	補助対象期間
システム等導入費	補助対象経費の 2分の1以内 小規模事業者支 援法第2条及び 同法施行令第1 条で定められた 小規模事業者は 3分の2以内	上限額：200万円 下限額：10万円	交付決定日から 令和8年12月31日 まで
システム等利用料			
販促デジタル化推進費			
設備等購入・設置費			
セキュリティ対策費			
技術指導費			

※技術指導費をその他の経費と併せて申請する場合、技術指導費は、補助対象経費全体の20%以内とする。

※その他、知事が適当と認める経費についても対象とすることができる。